

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち農林水産部に係るもの（平成20年岩手県告示第259号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課名	事業名	課名	事業名
[略]		[略]	
流通課	農山漁村発イノベーション推進交付金、いわて食農連携プロジェクト推進事業費補助、グローバル産地づくり推進事業費補助及び青果物等価格安定対策等事業費補助	流通課	農山漁村発イノベーション推進交付金、いわて食農連携プロジェクト推進事業費補助、グローバル産地づくり推進事業費補助、 <u>青果物等価格安定対策等事業費補助</u> 及び畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助
[略]		[略]	
農産園芸課	経営所得安定対策等推進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及びスマート農業総合推進対策事業費補助	農産園芸課	経営所得安定対策等推進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。） <u>、畑地化促進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）</u> 及びスマート農業総合推進対策事業費補助
[略]		[略]	
水産振興課	水産多面的機能発揮対策活動推進交付金（全県域を活動区域とする団体に係る交付金に限る。）、さけ稚魚購入放流事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、さけ稚魚大型・強靱化支援事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。） <u>、栽培漁業推進対策事業費補助</u> 及び強い水産業づくり交付金（全県域を活動区域とする団体に係る交付金に限る。）	水産振興課	水産多面的機能発揮対策活動推進交付金（全県域を活動区域とする団体に係る交付金に限る。）、 <u>さけ資源緊急回復支援事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）</u> 、さけ稚魚購入放流事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、さけ稚魚大型・強靱化支援事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び強い水産業づくり交付金（全県域を活動区域とする団体に係る交付金に限る。）
備考 改正部分は、下線の部分である。			